

六ヶ所村海水漁業協同組合内共第
37号第5種共同漁業権遊漁規則



(目的)

第1条 この規則は、この組合の有する内共第37号第5種共同漁業権に係る漁^場(以下「漁場」という。)の区域において、組合員以外の者のする当該漁業権の対象となっている水産動物(やまめ及びいわな)の採捕(以下「遊漁」という。)についての制限に関し必要な事項を定めるものとする。

(遊漁料の納付義務等)

第2条 この漁場の区域内で遊漁をしようとする者は、あらかじめ第7条第1項に規定する遊漁料を納付し、承認を受けなければならない。

(漁具・漁法の制限)

第3条 この漁場内では、手釣・竿釣以外の漁具、漁法によって遊漁してはならない。

(遊漁期間)

第4条 右の表の左欄に掲げる魚種を対象とする遊漁は、それぞれ右欄の期間内で行なければならない。

| 魚 種 | 期 間 |
|-----|---------------|
| やまめ | 4月1日から9月30日まで |
| いわな | 4月1日から9月30日まで |

(禁止区域)

第5条 前条の規定による期間内であっても次の表の左欄の区域内においては、右欄の期間中は遊漁をしてはならない。

| 区 域 | 期 間 |
|------------------|----------------|
| 河口より老部川橋上流端までの区域 | 1月1日から12月31日まで |



(全長制限)

第6条 次の左欄の水産動物は、それぞれ右欄の全長以下のものを採捕してはならない。

| 名 称 | 全 長 |
|-----|-----------|
| やまめ | 15センチメートル |
| いわな | 15センチメートル |

(遊漁料の額及び納付方法)

第7条 遊漁料の額は次のとおりとする。ただし、遊漁者が未就学の幼児のときは無料、小学生、又は肢体不自由者のときは同表に掲げる額の2分の1に相当する額とし、次項ただし書に規定する方法により納付するときは50円を加算した額とする。

| 種 別 | 金 額 |
|-----|--------|
| 1 年 | 3,000円 |
| 1 日 | 400円 |

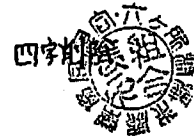
- 2 遊漁料の納付は次に掲げる場所において納付しなければならない。
ただし、遊漁する者は、当該遊漁する場所において漁場監視員に納付することができる。

イ 組合事務所（青森県上北郡六ヶ所村大字尾駮字野附1249）

(遊漁承認証に関する事項)

第8条 組合は第2条の承認したときは、別記様式第1号による遊漁承認証（以下「遊漁承認証」という。）を遊漁者に交付するものとする。

- 2 遊漁承認証は他人に貸与してはならない。



(県内共通遊漁の承認等に関する事項)

第9条 この遊漁区域において、青森県内水面漁業協同組合連合会が発行する県内共通遊漁証を使用して遊漁をしようとする者は、第7条の規定にかかわらず、次表の遊漁料を納付しなければならない。

| 遊漁承認証別 | 魚種 | 遊漁の方法 | 遊漁料 |
|--------|--|------------|---------|
| 全魚種 | あゆ、やまめ、いわな、にじます、ひめます(蔦沼のみ)、うぐい、こい、ふな、うなぎ | 手釣母 竿釣母 | 15,000円 |
| 溪流魚 | やまめ、いわな、にじます、ひめます(蔦沼のみ)、うぐい、こい、ふな、うなぎ | 手釣母 竿釣母 | 8,000円 |

- 2 前項の遊漁料の納付及び承認証の交付は、次の場所において行うものとする
十和田市元町東4丁目1番地15号
青森県内水面漁業協同組合連合会
- 3 第1項の共通遊漁承認証の様式は、別記様式第2号のとおりとする。
- 4 遊漁に際しては、当該承認証を所持しなければならない。
- 5 第1項の規定にかかわらず前項の規定に違反した者については、第7条第1項に規定する遊漁料を徴収する。

(遊漁に際し守るべき事項)

第10条 遊漁者は遊漁をする場合には遊漁承認証を携帯し、漁場監視員の要求があったときは、これを提示しなければならない。

- 2 遊漁者は遊漁に際しては漁場監視員の指示に従わなければならない。
- 3 遊漁者は遊漁に際しては相互に適切な距離を保ち、漁業者及び他の迷惑となる行為をしてはならない。
- 4 ブラックバス及びブルーギルが採捕された場合は再放流してはならない。



(漁場監視員)

第11条 漁場監視員は、この規則の遵守に関し必要な指示を行うことがある。

2 漁場監視員は、別記様式3号による漁場監視員証を携帯し、かつ、漁場監視員であることを表示する腕章をつけるものとする。

(違反者に対する措置)

第12条 組合は、遊漁者がこの規則に違反したときは、直ちに遊漁の中止を命じ又は以後その者の遊漁を拒否することがある。

遊漁者が既に納付した遊漁料の払戻しはしないものとする。



様式第1号

遊 漁 承 認 証

(表)

| | | |
|-----------------|----------------|------|
| 遊 漁 承 認 証 | | No |
| 下記のとおり遊漁を承認します。 | | |
| 記 | | |
| 遊 漁 者 | (住所) | |
| | (氏名) | (年齢) |
| 承認期間 | | |
| 魚 種 | | |
| 漁具漁法 | | |
| 遊漁区域 | | |
| 遊 漁 料 | | |
| 発 行 者 | 六ヶ所村海水漁業協同組合 印 | |

(裏)

| |
|--|
| 注 意 事 項 |
| 1. 遊漁者は遊漁する場合には遊漁承認証を携帯し、漁場監視員の要求があったときは、これを掲示しなければならない。 |
| 2. 遊漁者は遊漁に際しては漁場監視員の指示に従わなければならない。 |
| 3. 遊漁者は遊漁に際しては相互に適当な距離を保ち他の迷惑となる行為をしてはならない。 |
| 4. ブラックバス及びブルーギルが採捕された場合は再放流してはならない。 |



<表>

(全魚種券)

| | | |
|--|---|-----------|
| 西曆 (平成 年) | 交付年月日 平成 年 月 日 | No. _____ |
| 県内共通遊漁承認証 | | |
| 氏名 | | 年令 歳 |
| 住所 | | |
| 全魚種 | ●有効期間 平成 年1月1日~12月31日 ●魚種 全魚種 ●遊漁料 15,000円 | |
| 青森県内水面漁業協同組合連合会 〒034-0003 青森県十和田市元町東四丁目1-15 印 TEL 0176-58-5088/FAX0176-24-2568 | | |

(溪流魚券)

| | | |
|--|--|-----------|
| 西曆 (平成 年) | 交付年月日 平成 年 月 日 | No. _____ |
| 県内共通遊漁承認証 | | |
| 氏名 | | 年令 歳 |
| 住所 | | |
| 溪流魚 | ●有効期間 平成 年1月1日~12月31日 ●魚種 溪流魚 ●遊漁料 8,000円 | |
| 青森県内水面漁業協同組合連合会 〒034-0003 青森県十和田市元町東四丁目1-15 印 TEL 0176-58-5088/FAX0176-24-2568 | | |

<裏> (全魚種券・溪流魚券共通)

・県内共通遊漁承認証の種類

| | 全魚種券 | 溪流魚券 |
|---------|--|-------------|
| 対象魚種 | アユ、ヤマメ、イワナ、ニジマス、ヒメマス(稚魚のみ)、ウグイ、コイ、フナ、ウナギ | 左記魚種からアユが除く |
| 遊漁料金 | 15,000円 | 8,000円 |
| 券種と遊漁期間 | 1月1日から12月31日までの年券のみ(魚種ごとの遊漁期間と青森県内水面漁業協同組合規程による) | |
| 遊漁区域 | 青森県内の河川(十和田川、大童川、大森川、馬場川、上流三戸川)を除く。また、県内水面漁業協同組合規程で定められた遊漁禁止区域を除く。 | |
| 漁具・漁法 | 手釣、竿釣 | |

- ・共通遊漁承認証は、漁協主催の大会等の特別なイベントには適用できません。
- ・共通遊漁承認証は、記名された本人以外に使用できません。また、他人に貸与、譲渡することはできません。
- ・その他、詳しいことは「遊漁手帳」を参照下さい。



様式第3号

漁場監視員証

(表)

| | | |
|------------------------|--|----|
| 漁場監視員証 | | No |
| 下記の者は、漁場監視員であることを証明する。 | | |
| 記 | | |
| 住所 | | |
| 氏名 | | 年齢 |
| 有効期間 | | |
| 発行者 | | |
| 六ヶ所村海水漁業協同組合 印 | | |

(裏)

| |
|---|
| 注 意 事 項 |
| 1. 漁場監視員は、共同漁業権遊漁規則の励行に関し必要な指示を行うことがある。 |
| 2. 漁場監視員は、この漁場監視員証を携帯し、かつ、漁場監視員であることを表示する腕章をつけるものとする。 |